

給付の種類と金額

種別	内容	金額等
医療費	ワクチン接種を受けたことによる健康被害について受けた医療に要した費用	次の金額の合計額 ・公的保険や自治体独自の医療費助成制度による給付後の自己負担額 ・特殊医療費 ※詳細は「医療費医療手当請求書の記載方法」を参照
医療手当	入院・通院等に必要な諸経費	月単位で定額を支給 ※具体的な金額は「医療費医療手当請求書の記載方法」を参照
障害児養育年金	予防接種法施行令別表第1に定める1級、2級の障害の状態により、同令第12条に定められた額	1級:1,617,600円(年額) 2級:1,293,600円(年額) ※上記は令和5年4月1日以降の金額 ※介護加算や特別児童扶養手当等に係る控除の仕組みあり
障害年金	予防接種法施行令別表第2に定める1級、2級、3級の障害の状態により、同令第13条に定められた額	1級:5,175,600円(年額) 2級:4,138,800円(年額) 3級:3,104,400円(年額) ※上記は令和5年4月1日以降の金額 ※介護加算や特別児童扶養手当等に係る控除の仕組みあり
死亡一時金	予防接種を受けたことにより死亡した方の配偶者等への一時金	45,300,000円(令和5年4月1日以後に死亡した場合) 44,200,000円(令和5年3月31日以前に死亡した場合)
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した方の葬祭費用	212,000円(定額)
未支給給付	給付を受けることができる方が死亡した場合において、その方に支給すべき給付でまだその方に支給していなかったもの	—